

ふくおか県央環境施設組合条例第11号

ふくおか県央環境広域施設組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 ふくおか県央環境広域施設組合が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の公の施設をいう。以下同じ。)に係る指定管理者(法第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手続等については、この条例の定めるところによる。

(準用)

第2条 指定管理者の指定の手続等については、附属機関に係る規定を除くほか、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)の規定を準用する。この場合において、同条例第15条中「飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)」とあるのは「ふくおか県央環境広域施設組合個人情報保護条例(平成31年条例第7号)」と、同条例第16条中「飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)」とあるのは「ふくおか県央環境広域施設組合情報公開条例(平成31年条例第6号)」と読み替える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日までに嘉麻市長から指定管理者の指定を受けた者であって、ふくおか県央環境広域施設組合斎場の設置及び管理に関する条例(平成31年条例第32号)附則第4項の規定により組合長の指定を受けたものとみなされる者に係る事業報告書の提出については、同条例附則第5項の規定による指定の期間が満了するまでの間、嘉麻市の例によることができる。